

令和5年1月31日
(事務連絡)

郡市区等医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会
(公 印 省 略)

電子処方箋の仕組みの創設に関する改正法の施行期日を定める
政令等の公布について (周知依頼)

平素より、本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、標記の件について日本医師会より周知の依頼がございました。

令和5年1月26日より運用開始となっている電子処方箋につきまして、その仕組みの創設に関する法律が令和4年5月13日に成立し、同年5月20日に公布されました。

一方、その施行に関する関係省令4件が令和4年12月28日に公布、および政省令について所要の整備等が行われ、本会宛に周知依頼がまいりました。

具体的には、社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会が行う電子処方箋管理業務の費用を保険者が負担すること、厚生労働省で医薬・生活衛生局が所掌すること、電子処方箋の運用に必要な情報の提供や閲覧の方法などの事項、電子処方箋管理サービスの運営主体となる社会保険診療報酬支払基金の業務に関する事項などが定められた省令であり、その施行期日は令和5年1月1日となっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会所属の会員各位への周知方につき、ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上